

議案第3号

議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成21年5月29日提出

富津市長 佐久間 清 治

提案理由

一般職の職員に係る期末手当及び勤勉手当の支給割合を引き下げることに伴い、議会議員に対して本年6月に支給する期末手当の支給割合を暫定的に引き下げるため、条例の一部を改正しようとするものである。

議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例
議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和46年富津市条例第7号）
の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

（平成21年6月に支給する期末手当に関する特例措置）

- 4 平成21年6月に支給する期末手当に関する第6条第2項の規定の適用については、同項中「100分の215」とあるのは「100分の195」とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。